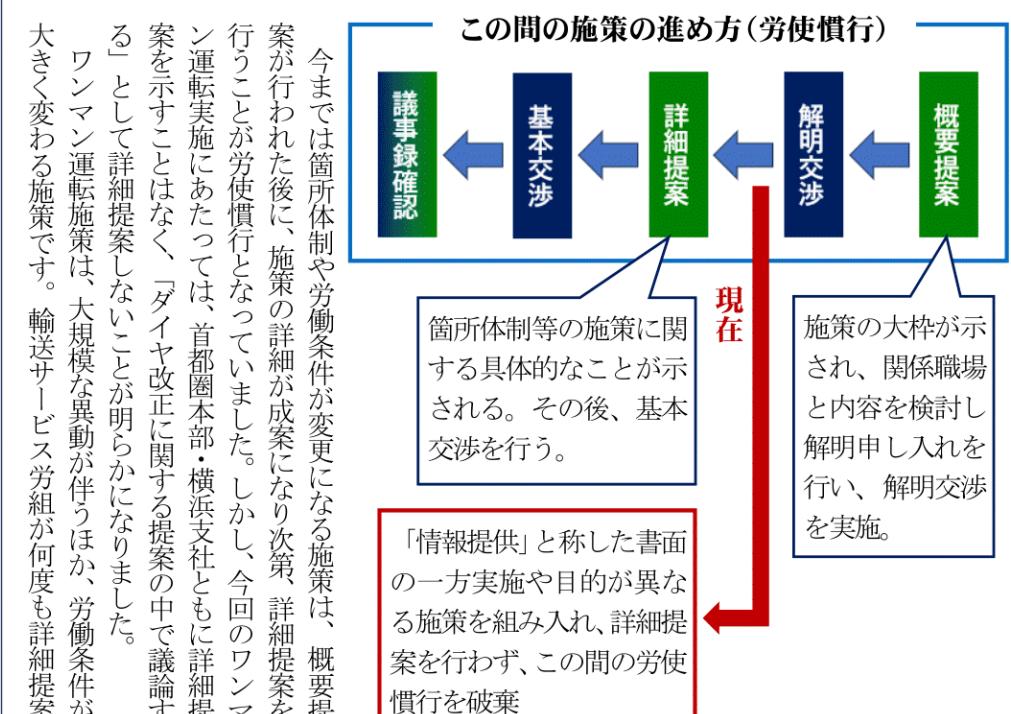


団体交渉

労使対等の原則に則り、信義誠実に向き合う

労使協議や労使合意の否定は組合員の不利益に直結することから、断じて認められない!



2月8日 アビイホール

『労使慣行の一方的な破棄と労働組合の否定を許さず、全組合員のたたかいで「首都圏本部におけるワンマン運転の実施」施策の中止を求める』緊急集会

各地で表れる提案や団体交渉の形骸化

今まで箇所体制や労働条件が変更になる施策は、案が行われた後に、施策の詳細が成案になり次第、詳細提案を行なっています。しかし、今回のワンマン運転実施にあたっては、首都圏本部・横浜支社とともに詳細提案を示すことはなく、「ダイヤ改正に応じる提案の中で議論する」として詳細提案しないことが明らかになりました。しかし、今回のワンマン運転実施は、大規模な異動が伴うほか、労働条件が大きく変わる施策です。輸送サービス労組が何度も詳細提案

3月のダイヤ改正において常磐緩行線と南武線ではワンマン運転が開始となります。しかし、この間の左図のようになってきた施策の進め方を一方的に変更してきています。しかしこれは後回しにして、回答および交渉日程すら示さず、箇所体制等の施策に関する具体的なことが示され、関係職場と内容を検討し解説申し入れを行い、解説交渉を実施。

申18号「すべての仲間の『働きがい』と『豊かさ』を形にするために、諸手当改善をはじめとした総合労働条件の向上を求める申し入れ」ならびに、今年1月20日には申23号「初任給特別措置の見直し」に関する申し入れを行いました。しかし会社は「調整中」「回答の準備ができない」など、何ら具体的な理由を述べ、団体交渉は先延ばしにされました。一方で会社の打ち出す施策に関する団体交渉はスピーディーに開催されています。労働組合から申し入れた要求に関する団体交渉は後回しにして、回答および交渉日程すら示さず、この間の労使慣行を破棄

不誠実交渉は法令違反 問われるJR東日本の企業ガバナンス

長編成ワンマン運転を巡りビラ配布を実施 利用者から不安の声が相次ぐ!



レク・サークル
楽しい時間を仲間とシェア! 仲間との「絆」を深めよう!



エルダー組合員、家族、横浜・八王子地本の仲間とともに総勢23名で山行を通じて交流を深めます!



ヒューマン・エコロジークラブ 味噌づくり
日時: 2025年3月23日(日)13時より 場所: 越中島事務所

2025春闘 職場の声に基づく、諸手当改善(申18号)と初任給特別措置の見直し(申23号)の団体交渉を開催

「2025 JTSU 春闘」スタート! 物価上昇に負けない賃金のベースアップ実現を

【申18号】すべての仲間の「働きがい」と「豊かさ」を形にするために、諸手当改善をはじめとした総合労働条件の向上を求める申し入れ

育児・介護勤務 A・B の短時間勤務について

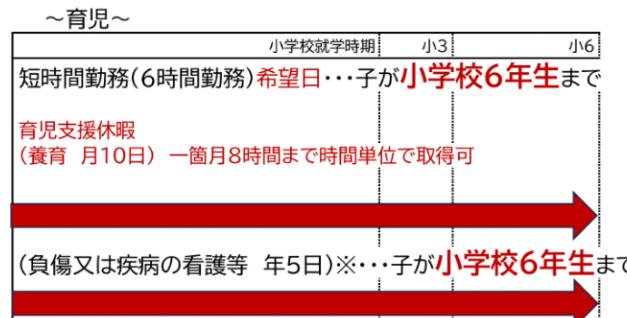
現行の小学校3年生までから6年生までとする制度改正により、要求実現!

2月18・20日の2期日にわたり、中央本部は職場の声を基に取り出した申18号の団体交渉を開催し、全40項目にわたり議論を行いました。

この間、職場とともに取り出した要求の根拠について、職場の実態や社員・家族の声を訴えました。会社は「長く安心して生き生きと働いてもらうことが、会社の成長と社員・家族の幸福の実現につながる」と述べるも、多くの項目で「現時点においては現行制度で妥当である」との考え方を繰り返し述べるにとどまりました。

社員の働き方が大きく変わっているにもかかわらず、会社発足時の昭和62年から変わっていない制度が多くあります。働きがいのある賃金・手当の実現、組合員・家族の声や負託に応える経営を求めて、団体交渉を終えています。

会社は働きがいのある賃金・手当の実現を速やかに行うべきだ!



短時間勤務(6時間勤務)希望日…子が小学校6年生まで
育児支援休暇(養育月10日)一箇月8時間まで時間単位で取得可
(負傷又は疾病の看護等年5日)…子が小学校6年生まで

【申23号】「初任給特別措置の見直し」に関する申し入れ

鉄道業に相応しい賃金体系として年功賃金が相応しいことを確認!

2月13日、中央本部は申23号の団体交渉を開催しました。

第1項では、初任給特別措置について令和5年の実施から1年と少しで見直しに至った理由と、見直しに伴う人件費について議論しました。

会社は「金額と期間の延長については、若手が当社で継続して活躍することを期待するとともに、働きがいの向上を図っていく。そのことが会社の持続的成長のために不可欠であることから当面の措置として基準外賃金の特別措置を実施するもの」と回答し、これに伴う人件費の持ち出しが概算で年間12億円程度となることが述べされました。会社は生涯賃金に反映されるベースアップではなく、特別措置とすることで総額人件費を抑えつつ、賃金水準を変えようとする手法であることが明らかになりました。

また、11年目以降の社員への処遇改善についてはライフィイベントとして結婚や出産を迎える時期であり、様々な環境変化に対して処遇改善(扶養手当や育児・介護制度の見直し等)を実施してきたこと、今後も社会環境の変化を捉えつつ働き方改革と働きがいの向上に取り組んでいく考えが述べられました。

2項では「当社の成長」を述べる中で、成長を担うのは10年目までの社員だけではないことからも、賃金のベースを公平公正にあげるべきであり、賃金カーブに歪みを生じさせる特別措置は見直しを求めましたが、会社は賃金カーブの歪みについて「指摘のような認識はない」と述べ対立しました。

会社は二軸経営を掲げていますが、ベースは鉄道オペレーションです。「その根幹をなす安全は単発的な取り組みではなく、会社が述べる『本質を知る』ということも日々の積み重ね、知識が重要であり、その視点からも年功型賃金を維持するべき」との主張に対して、会社は「1年間業務に従事する中で能力が伸長していくことへの評価として昇給制度を設けている。長きにわたって働いてもらうためには必要な制度である。そういう制度をすぐに変える考えは無い」と述べ、年功型賃金の必要性について認識一致を図りました。

賃金のベースアップの実現に向けて職場での議論を強化しよう!

STOP! 企業倫理の逸脱 NO! 企業犯罪

■水戸地本からの申立て (2023年3月13日提出)

2月19日に第7回期日を開催
次回、第8回期日は
4月28日(月)10時30分からの
予定です。

安全に安心して働くJR東日本を取り戻すため、すべての仲間で健全な経営を実現させよう!

第三者機関を活用した取り組み 不当労働行為救済申立て

■八王子地本からの申立て (2023年1月18日提出)

2月19日に第10回期日を開催。都労委の和解案について会社が修正を求め、和解に至らず。
次回、第11回期日は
4月1日(火)10時00分からの予定です。

JR東日本八王子駅パンフ配布処分事件

■東京地本からの申立て (2022年11月25日提出)

次回、第9回期日は2月25日(火)10時30分からの予定です。

異動する組合員のラストランへの規制と、組合員への処分に対して新たに申立てを行う!

(2024年9月30日提出)

2月20日に第1回期日を開催
次回、第2回期日は4月14日(月)10時30分からの予定です。

ジェイアールバス関東不当労働行為事件 中央労働委員会命令取り消し訴訟

棄却判決を受け、東京高裁へ控訴を行う!
引き続きバス関東労組の仲間と連携し、完全勝利判決と健全なJR東日本グループを実現しよう!